

第八十四回国会 運輸委員會議録 第三号

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 石井 一君

理事 佐藤 守良君

理事 坂本 恭一君

理事 石田幸四郎君

加藤 六月君

佐藤 文生君

田澤 吉郎君

原田昇左右君

古屋 亨君

太田 一夫君

佐野 進君

田畑政一郎君

宮井 泰良君

米沢 隆君

中馬 弘毅君

理事 小此木三郎君

理事 浜田 幸一君

理事 渡辺 芳男君

理事 河村 勝君

北川 石松君

関谷 勝嗣君

西村 英一君

藤本 孝雄君

堀内 光雄君

久保 三郎君

齊藤 正男君

草野 威君

藪仲 義彦君

小林 政子君

出席國務大臣

運輸 大臣 福永 健司君

運輸政務次官 三塚 博君

運輸大臣官房長 山上 孝史君

運輸省航空局長 高橋 寿夫君

運輸省航空局次長 松本 操君

委員外の出席者

運輸省航空局監理部企画課長 吉田 耕三君

建設省都市局都市計画課長 海谷 基治君

参(新東京)国際空(港公団総裁) 大塚 茂君

参(新東京)国際空(港公団理事) 角坂 仁忠君

運輸委員会調査室長 鎌瀬 正己君

委員の異動

二月十六日

藪仲 義彦君

補欠選任 浅井 美幸君

同日

浅井 美幸君

同日

藪仲 義彦君

同日

草野 威君

同日

矢野 紘也君

同日

中馬 弘毅君

同日

加地 和君

同日

大原 一三君

同日

足立 篤郎君

同日

田畑政一郎君

同日

草野 威君

同日

藪仲 義彦君

同日

林 孝矩君

同日

恒夫君

同日 小原 政子君 不破 哲三君

同日 藤田 高敏君 補欠選任 田畑政一郎君

同日 権藤 恒夫君 藪仲 義彦君

同日 林 孝矩君 草野 威君

同日 不破 哲三君 小林 政子君

同日 宮井 泰良君 補欠選任 二見 伸明君

同日 中馬 弘毅君 大原 一三君

同日 二見 伸明君 補欠選任 宮井 泰良君

同日 大原 一三君 中馬 弘毅君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

同日 大原 一三君

同日 中馬 弘毅君

同日 宮井 泰良君

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。

○田畑委員 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に關しまして、質問をさせていただきますか、

まず当初、大臣にお伺いしたいと思うのでありますが、この法案と関連いたしまして、成田新空港は明月末開港の予定と相なっておりますので、成田新空港は、最近の新聞紙上の報道するところによりまして、成田空港周辺はもとに騒然たるものがございますし、燃料輸送に対する反対闘争もございまして、あるいはまた俗に言う団結小屋等の問題もございまして、相当膨大な機動隊が配置をされておられることを聞いております。また飛行場のゲートも非常に警戒が厳重であるということも聞いておられるのでございまして、率直に申し上げまして、こうした民間人が利用いたしますところの施設、こういう施設において一種の戦争状態と申しますか、パニック状態と申しましょうか、そういったような深刻な状態にあるわけでございますが、このような状況のもとにおきまして、政府の言われるところの年度内開港といったようなものが果たしてできるのかどうか。

あるいはまた、年度内開港をいたしたとしても、これは日本の国がいま革命前夜にあるわけではないわけでございますが、そういう成田周辺のような深刻な防衛警備体制をとらなければならぬというふうなことで、果たして国際空港としての信用と申しましょうか、信頼度が保てるのかどうかというのを大変に私、疑問に思うわけでございます。

そういう点に關しまして、政府がどうしてもこれを年度内にやりたいというならば、そういう

緊張状態の中で年度内の開港にこぎつきたいというには、それは政府のメンツであるのか、あるいはそれほどの、いまだどうしても三月三十日までやらなければならぬというところの緊迫した強い何らかの要請があるのかどうか、そういうことも率直にその点を大臣の口からお聞きしたい、かように思うわけでございます。

○福永国務大臣 いま田畑さん御指摘のように、空港周辺成田では飛行機でない騒音がある程度あるわけでございますが、この言うなれば一種の物騒然たる中で開港ということについて御心配をいただくことを大変恐縮に存じます。

実は私も、いろいろそういう点につきましては頭を痛くいたします。ちょうどきのう時間がとれましたので、急遽成田へ行つてまいりました。あちこち見たり、行き帰りの道路の状況等も一応見て帰つたのでございますが、申すまでもなく、すでにいままでずっと前に開港したいということであつたが、なかなかそういうわけにいかぬで何年か延びた、そして、ここへ来たというわけでありますが、いよいよ近づけば近づくだけ、果たして開けるのかという御心配を国民の多くの人からいただいておりますことを恐縮に存じておるわけでございます。

私どもは、別にそう言つたからメンツを考へて、ぜひそうというふうな態度ではございませんが、まあ話によつてはもつと後でもいいというふうなことを際限もなく繰り返しておきますと、それじやどれだけ延ばしたからそのときには何もなにかというわけにもなかなかまいりません。そういうことをいろいろ考へまして、あらゆる努力を傾けて、ここで三月三十日に開港しようという方針を明らかにしたものでございまして、その方針に従つてぜひ開港をいたしたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

したがって、政府は申すに及ばず、関係の諸方面にも御協力をいただきつつぜひそうしたい、こういう考へてございしますが、さりとて、むちゃく

ちやに何でもかんでもという意味ではございませぬ。意味ではございませぬが、だからといって、私どもは、場合によつては延びてもいいというようなそんな気持ちでいるわけではなくて、ぜひそういうしたいと強く念願しつゝ対処いたしておる、こういう次第でございます。

○田畑委員 いま大臣から御答弁があつたわけでございますが、恐らくわが国の国民が等しく心配しておられますことは、こうした成田周辺における緊張状態のもとで開港いたしました、その場合に万が一にも何らかの問題が生じないか、危険もありませんし、あるいはまた騒動もございしますが、そういうことが生じないか。それは特に安全を期待されることと、あるいはまた騒動もございしますが、それが国際的に協調を深めていきますためには、まあ仮に航空機に支障がない場合でも、騒動等が生じて、外国人の人にそういうところを見られるということも、これはまことにおもしろくないこととござい

ます。

そういう意味で、恐らく日本国民は等しく、成田の開港と、そしてその後には生ずる問題ということについては深い関心を持つておられると私は思うのであります。だから、この問題について政府は、絶対大丈夫ということをや、やはりきちんと言うべき責任があると思つてございまして、

それから、第二の点で申し上げれば、仮に今日の緊張状態が続くとしたら、それにもかかわらず開港するとするならば、その緊張状態については政府はいつごろまででこういふことをないうのです。いつまでもこんなことをしてはいるというのです。しかも、その中で成田空港だけは何かとしてやるのだ、こういうことでは私は問題にならないと思つた。だから政府としては、少なくとも半年後には、三月月後には必ずこの問題は政府の責任において解決してみせる、そうした見通しを私に納得しないのじやないかというふうには私は思

うわけでございます。その点をやはり大臣にお伺いをしてほしいと思つた。

それからもう一つ、ついでにお伺いいたしますが、二、三日前の新聞によりますと、大臣は燃料輸送問題に關しまして閣議において発言をされました。どうも動力車労働組合とはこの話をしてあかぬのだ、だから見切り発車でいくより仕方がないということをお断言なさつた模様というものが新聞に報道されております。大臣が少なくともそういう態度でいかれるならば、私は、この問題はいつまでたつても解決しないのじやないかと思つた。これは動力車労働組合だけが問題提起しているわけじやないのであつて、まだまだたくさんの方が問題を提起しているわけでありまして、やはりこの前もどなたかの御発言にございまして、大臣みずからがやはりこの治安といひますか、混乱問題を解決していくのだという体を張つての所信がなければならぬと私は思うわけでございます。その辺の真意もひとつあわせてお伺いいたしたい、こう思つた。

○福永国務大臣 成田を今度開港することについては、まさに御指摘のように世界の注目のものとして行われるというわけでございます。それだけに世界各国に恥をさらさないようになことにしなければならぬことは当然でございます。この種の問題でございますから、先のこととはなかなかむずかしいといひます。長い間のあつた経験を経て今日に來ておりますだけに、何としても、いま大丈夫というお言葉をお使いになりましたが、大丈夫であるという確信を持って対処しなければならぬわけでございます。確かに御指摘のようにいろいろの問題はございまして、ございまして、漸次これらが解決への方向に向かつておられることも私どもは確信をいたしておるわけでございます。

そこで、その確信ないし解決の方向へ向かつていく程度によつて、いろいろそれでいいかとかどうとかという御批判もあろうかと思つたが、私どもも万全の努力をして、何とかしてこの程度で開港

うわけでございます。その点をやはり大臣にお伺いをしてほしいと思つた。

それからもう一つ、ついでにお伺いいたしますが、二、三日前の新聞によりますと、大臣は燃料輸送問題に關しまして閣議において発言をされました。どうも動力車労働組合とはこの話をしてあかぬのだ、だから見切り発車でいくより仕方がないということをお断言なさつた模様というものが新聞に報道されております。大臣が少なくともそういう態度でいかれるならば、私は、この問題はいつまでたつても解決しないのじやないかと思つた。これは動力車労働組合だけが問題提起しているわけじやないのであつて、まだまだたくさんの方が問題を提起しているわけでありまして、やはりこの前もどなたかの御発言にございまして、大臣みずからがやはりこの治安といひますか、混乱問題を解決していくのだという体を張つての所信がなければならぬと私は思うわけでございます。その辺の真意もひとつあわせてお伺いいたしたい、こう思つた。

○福永国務大臣 成田を今度開港することについては、まさに御指摘のように世界の注目のものとして行われるというわけでございます。それだけに世界各国に恥をさらさないようになことにしなければならぬことは当然でございます。この種の問題でございますから、先のこととはなかなかむずかしいといひます。長い間のあつた経験を経て今日に來ておりますだけに、何としても、いま大丈夫というお言葉をお使いになりましたが、大丈夫であるという確信を持って対処しなければならぬわけでございます。確かに御指摘のようにいろいろの問題はございまして、ございまして、漸次これらが解決への方向に向かつておられることも私どもは確信をいたしておるわけでございます。

そこで、その確信ないし解決の方向へ向かつていく程度によつて、いろいろそれでいいかとかどうとかという御批判もあろうかと思つたが、私どもも万全の努力をして、何とかしてこの程度で開港

うわけでございます。その点をやはり大臣にお伺いをしてほしいと思つた。

それからもう一つ、ついでにお伺いいたしますが、二、三日前の新聞によりますと、大臣は燃料輸送問題に關しまして閣議において発言をされました。どうも動力車労働組合とはこの話をしてあかぬのだ、だから見切り発車でいくより仕方がないということをお断言なさつた模様というものが新聞に報道されております。大臣が少なくともそういう態度でいかれるならば、私は、この問題はいつまでたつても解決しないのじやないかと思つた。これは動力車労働組合だけが問題提起しているわけじやないのであつて、まだまだたくさんの方が問題を提起しているわけでありまして、やはりこの前もどなたかの御発言にございまして、大臣みずからがやはりこの治安といひますか、混乱問題を解決していくのだという体を張つての所信がなければならぬと私は思うわけでございます。その辺の真意もひとつあわせてお伺いいたしたい、こう思つた。

をすることができるようにつけなければならぬという、言うなれば強い念願、一種の悲願を持っておるわけでございます。誠意を尽くしてそういたしたいということに変わりはないわけでございます。

閣議等で私はきわめて簡単に報告をいたしておきました。ただいま御指摘のように、動力車労組と話がつかないから見切り発車をするというようなことは一切申しておりません。それは場合によると、だれか多少意味を取り違えて聞いた人の方から伝わったことだと思われたいでございます。私も、勤労の人たちとも話し合ひをしつつ、ぜひ円満に開港に持っていきたいというのが本旨でございます。

先般、総評以下十幾つかの労働組合の代表者の人たちにもお話をいたしました。私もお目にかかつてお話をいたしましたときに、組合によっていろいろでございますが、ある程度御理解をいたされたように私は思っております。確かに勤労の人たちはなかなか容易でない事情を言っておられました。そこで私は、そういうことであるから見切り発車をしようというのを申しておるのではなく、決意をいたしません。念願するところは、円満なる解決を見てということをお願いするわけでございます。勤労の見通しについては、これはいろいろあります。私は、ここでどういふことになるであろうと申し上げられる限りではございませんが、誠意を尽くして勤労の人たちにも御理解を願えるように努力をしなければならぬし、そして、その点につきまして、それが十分に見通しがつかぬからいつまでも延ばすというわけにもこれまいたしません。そこいらが苦勞の種ではございますが、何とかして御理解を得つつ、すでにもう大分前に決めて、すべてがそれに焦点を向けて動いておられます。三月三十日の開港に向かって進まなければならぬし、そのためにぜひ御理解を願うようわれわれもあらゆる努力をしなければならぬ、そういうふうに考えておる次第でございます。

○田畑委員 大臣の御発言はよくわかるわけでございますが、いろいろこれは新聞報道その他の情報でございますが、この反対派の方と申しますか、これはかなり広範囲にわたりますけれども、反対派の方はこれを成田戦争と呼んでおるんです。こっちは戦争とは言っておりませんけれども、山林は焼ける、あるいは団結小屋はいつでも妨害できるような高さで建つ、しかもそれを、機動隊を入れて撤去する、言うならば、これは一種の、戦争というにはどうかと思ひますけれども、治安国家としては一種の極限に近い状態が続いておると思ひます。今度の開港によってこれがおさまるのかという、これはおさまらない。まだ横風の滑走路あるいはB滑走路が控えておるわけでございますからますますひどくなる。そうすると一体、政府はこれに対してどうするか。全力投球して、こういうふうには必ずしてみせるといふものがなければ、これは国会議員として簡単に、三月三十日の、年度内の開港は福田総理大臣の基本方針だからといって、はい、そうですかと言われたいと思ひます。そうでしょう。そこら辺に対する明確な答弁というのが、いまままでない。私、ここの問題だと思ひます。やられることと自体に対して、私もどうもこう言うわけにはありません。しかしやる以上は、政府は責任を持ちたいと思ひます。その責任が明確でないから、この成田空港問題というものは問題なんです。だから、単に騒音対策だけじゃない。騒音対策は単なるその一翼です。その基本方針が決まらない限りは、騒音対策であれ何であれ、私は問題にならないと思ひます。

だから私、大臣にお伺ひしたいことは、だんだんよくなるだろうとかなんとかということではなしに、この問題については政府として本心に腹を決めて、住民の皆さんに御迷惑をかけないような、あるいは旅客の皆さんに御迷惑をかけないような措置を、きつとこの一定の期間にやってみせるといふ不退换の決意が証明されなければならぬ。これは大臣だけじゃないと思ひます。福田内閣の

命取りだ。そうでしょう。結局、開港するから紛争が起つておる。だから、開港しなければ紛争は起つておらない。それであれば、開港を目指すのが政府であれば、政府はその点を明確にしなければいけません。そうでなくても、私は、いわゆるいろいろなスケジュールというものが問題にならないと思ひます。いま私の言っているこのスケジュール、治安対策のそのスケジュールが、私は一番の基本的なスケジュールでなければならぬと思ひます。住民の方あるいは反対されておる方、そういう方々に対して、政府としてこれに納得してもらえるところの道筋を明らかにすることが、私は一番基本的なスケジュールじゃないかと思ひます。

したがって、重ねて大臣のその点に対する強い決意といふか、あるいはあなたのお考え方を伺ひしておきたいと思ひます。○福永水産大臣 御指摘のように、まさに責任を持って対処しなければならぬ問題であると思ひます。いまお話しのように、そういうことがすべて何もかも解決されて、その後開港ということでは、これはもういつまでたつても申しませんが、いつまでたつては少し言い過ぎであるかと思ひますが、なおこの上もなかなか開港に至らないという状況が続くようであつてもならぬと、こゝろを思ひます。責任を持って、腹を決めて、こゝろどう対処するかということの一部には、また逆にこれが開港できないような内閣では話にならない。こういうことも考えなければならぬと思ひます。

そういう意味では、このたびの開港につきましては、まさに田畑さん御指摘のように腹を決めて対処する。これはひとり私のみでもないかもしませんが、本心に責任を持って対処しなければならぬ、こういうことではございまして、お話しのように問題はいろいろございまして、これからいろいろ解決していかねなければならぬこともございまして、できるだけ開港までに解決をする。同時に、また問題によりましては、開港と並行して、ないしは開港後にわたつて、どうしてもそれ

までに解決つかない問題等については解決をする、こういうことも考えなければなりません。しかし、当面何としても開港の際にそうした問題が多く解決されて、もう大したことはないということになれば、幸いであると思ひますが、そういうことにはならぬか、なおこれからの問題でございますので、誠心誠意あらゆる努力をし、力を傾けてそういうことにならうようにしなければならぬ、こういうふうに考えるわけでございます。

強く御指摘のありました、内閣や、特に私のような立場の者が責任を持って対処する、本心に腹を決めて対処する、こういうことに対しては、私は、すべてをささげておりました。そういうふうに考えておる次第でございます。

○田畑委員 成田周辺における緊張、紛争問題、これにつきましては、成田空港を開港できないということになれば内閣自体の重大問題だ、こういうお話しでございますが、しかしどうかといつて、一方においては緊張問題は必ずしも解けるわけじゃありません。何か最近の新聞によると、団結小屋というのですか、第二鉄塔というのですか、あれを撤去したことによって、反対派の方はますます氣勢が上がつておるといふ記事が出ておりました。私は、率直に申し上げまして、成田の問題で政府がこれほど苦心しているのには、やはり幾つかの原因があると思ひます。

一つは、いわゆる成田国際空港、新空港というものは何としても必要なんだ、何としてもこれ以外にないということについて、果たして国民の合意を得られているかどうかということですね。なるほど国会の場面では議論されておる。しかし国民は、羽田に取つてかわつていわれる成田新空港をもう一つ設けなければならぬということについて、本心に深刻にその必要性というのを、政府に対して協賛の意を示しておるかどうかということですが、必ずしも私、そうじゃないと思ひます。やはりある種の疑問というか、あるいはある種のいわゆる中間層的な、中立的な考え方が私は多い

第一類第十号 運輸委員会議録第三号 昭和五十三年二月二十八日

のじゃないかと思う。政府は、この問題について、どうしても必要であるというこゝに對する深刻な問題の提起というのがやはり不足していたというふうな考えざるを得ないわけですが、一つは、それからもう一つは、後から順々にひとつづつ御質問させていただきますが、いまの開港しようとする成田空港、これは計画的にも内容的にも余りにも問題が多過ぎるということです。これはいろいろの雑誌、あるいはいろいろの報道によつて流布されておりますが、政府は、言うならば強行発車と申しますか、見切り発車と申しましょうか、そういうふうな思わざるを得ないような報道がたたくさん出ておる。これに對して、いわゆる政府自身がつかりとこたえておるのかどうか、ここが問題です。だから政府自身は、なるほど内閣のいわゆる命運をかけてこの開港を強行されようとしておられるけれども、いま国民の全体の中では、あなた方の御意思というのは、必ずしも理解されておるといふような状況ではないように私は思うのです。だから、それが一方においては、いわゆるこの紛争に對する中立的態度になり、一方においては、いわゆる反対派に對するところの援助になつておるといふふうな考えざるを得ないのです。そう思うと、政府はこれだけ力をかけ、金をかけてきたけれども、一体何をやってきたのかというふうな、この期に及んで私は思うのです。そういった意味で、ひとつこの問題に對しては、もっと深刻な受けとめ方あるいはもっと謙遜な受けとめ方をしていたらかないかと、私は、これは大きな政治問題として後々まで残ると思う。

戦争と言ふなら、もう十年戦争がある。これからまだ十年は続く。一体こんなに問題を紛糾させていいのかどうか、この点私は、国民の代表として政府に對して強く申したいと思ふのです。だから、やはり単に弾圧をするとか何とかというこゝとでなくて、十分な合意を得られるような、国民の前に納得のできるような解決策を提示してやつてもらわなければならないというふうな思ふわけでございます。特に答弁は求めませんが、もし何

か御感想があればお伺いしたいと思ひます。○福永國務大臣 こういう事態について深刻かつ謙虚な受けとめ方をしなければならぬということでは御説のとおりでございます。ただいまいろいろ御忠告をいただきました。ありがたく拝聴し、今後の参考をいたしましたと思つております。が、実は私も、運輸大臣になりましては、こういう事情に十分に通じていなかったでございます。成田が開港になったらぜひ日本へ乗り入れをさせてくれ、こういうようなことを言ってくる外国も、いままで何カ国かが乗り入れしてありますが、その乗り入れをしておる各国がいずれも増便を希望しているというふうな事情のほかに、新たに三十二カ国から成田へ乗り入れをさせてくれということ、それ以外の国の代表者、大臣とか大使とかというふうな人たちが来て申しますし、また一面、日本の各地では、いままで羽田が込むからといつて国内のあちこちから直接東京へ飛行機を飛ばすことができないで非常に不便である、非常に困るから、ぜひともこの機会をとらえて東京へ直接飛べるようにしてくれということ、国内でもあちこちから要請がございます。私も、もとは、羽田であらういふやうにやっておりますから、まあまあにいつていくというくらいにある程度考へておりました。しかし、責任のある地位になつて現実の事態に對処してみますと、なかなか国内も、それから世界じゅうも、いまの羽田のままで、現在の日本の世界における地位、また日本国民全体に對する事情、そういうことからいって、このままではいかぬのじゃないかということ、は、私もしみじみと、きょうこのごろになつて、より一層感じておる次第でございます。

であらうと思つておるわけでございます。政府もいままで一生懸命にやっておりますが、いま御注意の点等もございましたので、今後におきましては、より一層そういう点に力点を注いで對処していかなければならぬ、そういうふうに存する次第でございます。

○田畑委員 余り十分なお答えでございませんでしたけれども、どうかひとつ十年戦争、二十年戦争というふうなことにならないように十分な對処をお願いしたいと思います。さて、本法案に對する二、三の質問をさせていだきたいと思つたのでございますが、それは先輩議員の方からも何回か質問がございまして、本法案を策定いたしますにつきましては、当面成田空港を本法案の適用空港にしたい、ところで、それ以外に十年先の騒音状況あるいは住宅状況などを見きわめまして、この法律を拡大適用するということもあり得る、こういう御答弁をいただいているわけでございます。ただ私は、その十年先というふうなことを考えました場合に、この問題は果たして他の空港にまで及ぶことを予定しておかなければならないのかどうか、大変疑問に思つておるわけでございます。

か、だから、はつきりと成田なら成田、こうして、そして五年後に必要があるならば、さらにそういうものを加えていくということにしたらいいのじゃないかというふうな思ふのです。いまの内容で言いますと、政令で決めるわけですから、幾らでも、あすにでもまた広がるような感じも受けるし、また広がらないような感じも受けるし、まことにそこがあいまいでございますが、この点に關しまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○福永國務大臣 たいまのお話の点は、当面成田に對してこの種の規制をするということではございませぬが、しかし、このことにつきましては、お話にもございましたように、地元からもぜひ何かしろということでもございましたし、政府としても、その必要を感じますので、法案も提出いたしましたわけでございますが、実施するについては、地元ともよく話し合ひをした上で對処しなければならぬ問題がいろいろございませぬが、ほかの空港につきましては、ただいまのところ成田を考へての話ではございますが、お話のように成田だけにしておいてということも一つの考へであらうと思ひますが、同時に、現在のように非常に急速に航空時代というものが進んでまいります状況下において、もうあとすぐにほかだつて考へなければならぬのといふことの話も、国民の多くの人々から出るところであらうと私は思つておるわけでございます。

その中で、ほかの空港につきましても、いままでのところでは成田とは若干違ふといふことではございますけれども、日本のようにかなり距離を置いてあちこちにあるといふような国情からいたしますと、どうしても飛行機をより高度に利用して国民の利便を図らなければならぬといふことであり、また世界の人々の要請にもこたえなければならぬといふことでもございますから、そういうことになりまして、成田とまではいかなくても、それに類似するような国際空港等も将来は幾つか考へる時代が来るのではないかと、思つておるわけでございます。

その中で、ほかの空港につきましても、いままでのところでは成田とは若干違ふといふことではございますけれども、日本のようにかなり距離を置いてあちこちにあるといふような国情からいたしますと、どうしても飛行機をより高度に利用して国民の利便を図らなければならぬといふことであり、また世界の人々の要請にもこたえなければならぬといふことでもございますから、そういうことになりまして、成田とまではいかなくても、それに類似するような国際空港等も将来は幾つか考へる時代が来るのではないかと、思つておるわけでございます。

その中で、ほかの空港につきましても、いままでのところでは成田とは若干違ふといふことではございますけれども、日本のようにかなり距離を置いてあちこちにあるといふような国情からいたしますと、どうしても飛行機をより高度に利用して国民の利便を図らなければならぬといふことであり、また世界の人々の要請にもこたえなければならぬといふことでもございますから、そういうことになりまして、成田とまではいかなくても、それに類似するような国際空港等も将来は幾つか考へる時代が来るのではないかと、思つておるわけでございます。

な気もいたします。また騒音等につきましては、必ずしも国際空港でなくとも、同じような事情のあるところもあるわけでございますので、そういうところにも道を開いて、将来対処するのであるという姿勢もまた必要であろう、こういうように考えるわけでございます。しかし、政令に基づき指定等に当たっては、いまお話がありましたように、いろいろの事態をよく考えて、みだりにそういうことになるといふこともこれは避けなければなりませんし、同時にまた、考慮すべき幾つかのものについては十分考慮できる道を開いておくということも必要であろうと思っております。かれこれ考えた末にこの種のことになったわけでございます。

○田畑委員 お話はわかりました。ただ、この法案が出されているにつきましては、航空局長その他の御発言、御答弁によりまして、一応私権のある程度の制約になるわけでございますから、そういう点については、これはいわゆる必要悪と申しますか、やむを得ざる措置としてこの法律を提起して、一定の私権の制限はそれの中でやってもらう、やらざるを得ないというふうな、そういう御答弁があるわけでございます。そういうことを考えますと、これはみだりにごんごんとやるべきものではないということですね、この法律の適用は、あるならば、私は、いまここ二、三年は拡大の必要のないものをあえて拡大できるがごとき印象を持った法律で出されることについてはいかがかなというふうに思ったから、御質問申し上げたわけでございまして、これは私の意見として申し上げておきたいというふうに思います。

ただ、この法律によりまして、一つは、この騒音を防止するところの装置と申しましようか、部屋をつくらなければならぬところと、それからもう一つは、できるだけ立つ退きと申しましようか、希望によっては立ち退きを促進していただく、そして病院、学校、住宅等はできるだけつくらない、こういう地域とに分けられておるわけでございまして、特に、この特別地区と申しましようか、立ち退きの地区におきましては、これは民家、学校、病院は立ち退くのでございますが、それ以外のものはつくってもいいということになっておりまして、むしろつくれということでございます。ところが、そういう中に御案内のとおり、いわゆる反対派の鉄塔が建てられるわけでございまして、この鉄塔は飛行場に対するところの、いわば反対の意思表示のために建てられるわけでございまして、飛行場をスムーズにつくるといふためにこの法律ができておるわけでございますが、一方においては鉄塔がごんごん建つ。ところが、これは立ち退かなくてもいいわけですね。一定のいわゆる高さ、基準の高さ程度なら、これは出ていかなくてもいい。また、あの中には団結小屋なんというものがたくさん建てられるわけでございまして、この団結小屋は、これは住宅でございまして、任んでおるのですか。そして、こういうものは最後には買い取り請求が成立すると私は思うのでございまして、そういう問題はなんですか。

これは一応局長からか、公団からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せっかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでもいづも問題になっておりますが、いわゆる進入塔などが建てられる施設の敷地、あるいはところをなご結局飛行場の敷地にしなかつたのか。そういうところへごんごんと建物が新たに建てられる。私、この法律の審議を見ておりました、非常に矛盾を感じるのです。一方においては、普通の人は出ていけ、出ていけという、一方においては、反対をする者は建ててもいい、こういうふうな言う。せっかく法律をつくらせて、長い間われわれは審議しているけれども、先ほどお話があったが、問題の解決には全然然らない。そういう点は一体どういうふうな考えられておるのか、私、ぜひこの際お伺いしておきたいというふうに思います。

○高橋(寿) 政府委員 お答え申し上げます。まず、初めに御理解いただきたい点がございまして、この法律案は、特別地域の中に任んでおられる方を立ち退かせるという法律ではないわけでございまして、あくまでもその土地へ新しく住宅をつくらうというのを規制しようというのが目的でございます。現在そこに任んでいらっしゃる方が引き続き住むと言われる場合に、この法律は何らの力も持ちません。ただし、その方々がともうさるさるかなわなないから、こういうところはもう引越したいというふうな場合には、引越費用をお出しする、あるいはそういうところに土地を持っておつても、もう値打ちが下がるばかりだから売りたいという場合には、買い取り請求に応ずる、あるいは一定の条件が満たされる場合には損失補償をするというふうな仕組みになっておりまして、決して立ち退きを強要する法律ではないわけでございます。

そこで、お尋ねの点でございますが、鉄塔などの問題は、この鉄塔がそもそも住宅かどうかというふうな問題もありませんけれども、これはこの法律案で対象にしている問題というよりも、むしろ鉄塔のように明らかに航空機の運航を妨害しようという目的で建てられるようなものにつきましては、航空法上の妨害物件という考え方で処理すべきものであると思っております。したがって、団結小屋等のように、これは人間が住むというふうなことでつくられておる建物につきましては、その建物が仮に合法的な手続の上で、合法的な権原のもとに建てられたものであり、かつまた、その建物が通常の住宅であるという場合には、この法律案によりまして買取り請求等の問題も起こさずとも思っております。

それから、後段のお尋ねのいわゆる事業認定区域の問題であります。この空港の敷地の外側に進入塔を建てるような、保安用地と申しておりますが、ああいう保安施設の用地まで広げて当初から土地収用法の事業認定をどうしてしなかつたかというお尋ねでございます。このことは先国会でも承知しておりますところでは、この成田空港の敷地を千六百五ヘクタールということで決めました。十数年前の事態におきましては、できるだけ土地収用法という手続によらないで任意買収によってこの土地を獲得したい、したがって、土地収用法の対象とする範囲は局限をするというところから、どうしても飛行場として必要な滑走路、ターミナル等の最小限度必要な地域だけに限りまして、千六百五ヘクタールというものについて土地収用法の事業認定をしたわけでございまして、いまから考えますならば、やはり空港の運用には当然保安用地が必要でございますので、それぞれの滑走路の両端の保安施設用地も含めて事業認定をしてもよかつたというふうに思いますけれども、もういまとなりましては取り返しがつきませんので、現在これらの土地につきましては、できるだけ従来の方法によりまして任意買収を進めていくということにいたしております。

そして、かなりその買収の成果が上がっておりますが、さて最後まで任意買収で買収し切れるかどうかという点につきましては、任意買収の見きわめをいたしました上で、あるいは事業認定を追加的にする場合があるかもしれませんが、当面は任意買収を進めていくつもりで公団が努力をしておるところでございます。

○田畑委員 いま御答弁ありましたこの飛行場の保安用地というのですか、進入塔などが置いてあるところですが、これはこれからの飛行場建設にもいろいろ問題になると思っております。私は、これをやはり必要敷地として、強制的に収用するかどうかは、これは別ですが、必要敷地として、飛行場をつくる際には、事前に購入しておくということをしていただきたいと思っております。そうでないと今度のように、これがいつも最後まで問題になる。私は成田のことは言いたくはありませんけれども、そうなるかと、飛行機に乗っている人にも不安をかけるから、事故はないと言つても乗っている人は非常に不安です。だから、こういうようなことを繰り返されておつたのでは困るわけであつて、やはり保安施設という以上は、あらかじめ、任意買収であれ何であれ、とにかく購入

しておくという姿勢をとっていただくようにお願いをいたしておきたい、かように思います。

きょうは公団の方が見えになっておりますので、お伺いをいたしておきますが、一つは、民防と移転とを区別いたしました、この法律案が本委員会を審議をされたときには、民防三百四十四戸、それから移転五十二戸が残っております。これが本委員会の中で議論になりました、それから相当時間が経過しておりますので、どのように進展をしておるか、あるいは今後どうなっていくのかということをお伺いしたい。

○大塚参考人 騒音対策につきましては、公団といたしましてあらゆる努力をいたしまして、個別訪問等を行って極力勧奨いたしてまいりました。その後、現在、昨年十二月末現在でございまして、移転を要する戸数四十五戸がまだ残っております。それから防音工事を施す必要戸数が二百九十二戸残っておりますのが現在の状況でございます。これらに対しては極力勧奨いたしておりますが、開港があと一月でございまして、大塚の程度のもは開港後まで持ち越すことになりはせぬかというふうに残念ながら考えておる次第でございます。

○田畑委員 そうすると、約四カ月ほどの間に民防は二十軒ほどですね。それから移転がこれで七軒でございますか、それだけできたということでございます。ちよつと私は、開港を控えての事前工作といたしましては、やはり実効が上がらないと申しましようか、そういう感じに受け取れるわけでございますが、これらの原因は一体どこにあるのか簡単にひとつ……。

○大塚参考人 この原因につきましては、いろいろございまして、実は反対同盟に入っておるの戸数も若干ございまして、そのほか実際に音を聞いてから考えるのだという方が相当ございまして、それから部落全体の意思で移転とかあるのは防音工事をやるということが決まればやるのだけでも、個々にやるということはないというふうなことで、なかなか部落全体としてそれでは移転しようとかやろうというところが決定をしないというふうなことで、まだやらないというふうな、いろいろそうした事情、それから現在の防音工事につきましては、一室あるいは二室ということになっておりますが、その程度では自分たちは不満足だ、全戸防音をやる、そして全額庫庫負担ということが決まらない限りはやらないというふうなお方もございまして、大体そういうふうな理由で現在に至っております。

○田畑委員 これは運輸省でございまして、伺いますが、騒音テストの結果、一応線引きをいたしましたものは多少はみ出たところで非常に騒音の率が高い、こういう苦情が出ております。それから、昨日の新聞によりますと、成田線久住駅北口駅前十二戸は取り残されておるが、どういふわけで取り残されたのか。これはいろいろ問題になっておるというところが出ておりましたが、見直しを図るのですか。

○高橋(寿)政府委員 騒音テストフライトの結果、従来予想しておりました騒音コンターと違うという問題が新聞に出たことも事実でございまして、これは騒音テストフライトのフライト自身が、通常のお客や荷物を乗せた飛行機と違った飛び方になるということもありまして、私どもとしては、実際の飛行機が飛び始めてから一定期間のデータをとりまして、やはり騒音コンターを修正する必要があるとなれば修正するつもりでございまして。

それから、久住駅の問題は、何か特殊な経過があるようございまして、このことにつきまして、この際見直すべきであるということになりますれば、その機会に一緒に見直したいと思っております。

○田畑委員 ぜひひとつ見直していただきたいと思っております。まだ大分質問の申身があるのでございまして、時間が参りましたので要領よく質問をいたします。

まず、空港問題でございまして、一本しか滑走路のないという飛行場は、国際空港でヨーロッパ、アメリカにあるのですか。これを一遍、どこかあるならちよつと御披露いただきたい、こう思っています。

それから、私が聞いたところによりますと、成田新空港の移転に伴いまして、医療施設、これが十分でない、あるいはないということもございまして、これは多数のいわゆる職員が移動いたしましたので、ぜひつくってもらいたい、こういう要求を受けております。

また、運動問題も必ずしも解決しているようではございまして、先般の新聞によりますと、パイロット関係におきましては、何か最寄り駅まで四十キロか四十五キロまでは持つてやる、こう言っておりますが、しかし、パイロットの方は成田新空港までの通勤費を持つてもらいたいということでも対立しておるといふ話も聞いておる。ですから、こういう通勤問題というのは、いろいろ問題になっているのじゃないかと思っております。

それから、住宅問題でございまして、これは労働者の住宅問題等いろいろ問題になっておるといふふうに聞いておるわけでございまして、特にこれはパイロット関係だと私は思うのでございまして、こういうことはやはりきちんとやっていた方がいいと、私は、ただ新しい空港に移っただけではやはりうまくいかないのじゃないかというふうな思っております。

それから、これは公団の関係でございまして、空港管理規則というのがあるが、羽田での空港管理規則におきましては、従業員が組合の活動をやる上におきましては、かなりそういうものはオープンでありましたところ、成田の管理規則におきましては、規則の中に厳格に何か制限が設けられておる。本来は、これは労使関係の合意によってつくるべきものであると私は思っておりますが、現実にはそういうことになっておるといふことで、大変これも問題になっておるといふこと

とを聞いておるわけでございまして。そういう問題をどういふふうにするのかというふうな問題がございまして。

それから、これは技術的な問題でございまして、けれども、大臣にお伺いしておきたいと思っております。が、乱気流問題というのが特に出ておまして、パイロットの諸君からは非常に気分が悪くなったという報告があるようでございまして。これはこの前、航空局長は、一年に二日間ほど、割合としてはその程度というお話でございましたが、その後のテストでは、かなりやはり乱気流がひどい、こういうことになっておるわけでございまして、こういうものに対して、一体この安全性についてどういふ対策を講ずるかということもあわせてお伺いしておきたいと思っております。

○福永国務大臣 乱気流のお話でございまして、私も、新聞記事等を見まして、もし航空に支障があるような事態であるのなら困ると思つて、すぐ素人ながら話を聞いて判断もいたしましたのでありますが、地上にあるいろいろなものなんかから、ごく局部的には小さな乱気流があるというのは、あちこちの空港であるという話は聞いておるが、成田での話は、確かにその小さなものはあるが、それなるがゆえに、今度成田を開港するのに大きな支障があるというふうな事情では全然ないという報告を受けておる。ある程度安堵をいたしておるわけでございまして。しかし、安全に關することではございまして、なお私より多少専門家であらう諸君からお答えをいたしますが、こういう点については、私も、今後とも深い関心を持って臨みたい、こういうふうな考えでおります。

○高橋(寿)政府委員 お答え申し上げます。まず、滑走路一本の問題でございまして、私も手元にある資料では、先進国の主要空港はすべて複数滑走路でございまして、ただ一つ、これはやはり最近でございましたパリのシャルル・ドゴール空港、このシャルル・ドゴール空港は滑走路一本で運用を開始いたしております。第二滑走路は目下建設中ということになっておまして、これも



やはりル・ブルジェ、オルリーだけでは足らなく  
てシャルル・ドゴールをつくった。第二滑走路ま  
でできるのを待たないのだけれども、航空需要  
に追いつけないので、とりあえず開業したとい  
うことであろうかと存じます。

もちろん成田につきまして、一本滑走路よりも  
二本、三本がよいわけですが、第二期工  
事の様子を考えますと、まだかなり時間がかか  
る。一方におきまして、羽田の事情を考えま  
すと、どうしても開港を急がなければならないとい  
うことがございまして、一本滑走路で開港するわ  
けでございまして、横風のCランウエーがで  
ないのになぜ開港するかという点が問題になるわ  
けでございまして、これは再度御答弁申し上げ  
ておきます。成田は、羽田と違いますが内陸  
空港でございまして、横風の成分が非常に少な  
い、気象データでは年間一%未満ということござ  
います。したがって、横風用滑走路がなく  
ても大きな支障はないであらう、しかしながら  
一%未満でも、横風が吹いた場合につきましては、  
羽田を代替空港として使うという手はずを整え  
ているわけですが、大きな支障は起こらな  
いと考えております。

このことと乱気流問題とは実は別の問題でござ  
いまして、乱気流の問題は、私もまだ詳しく解  
析いたしておりませんけれども、気象庁の係官そ  
の他の論文などで読んだところでは、成田という  
周辺が丘あり谷ありというふうなところござい  
ますので、土地が平坦でない、したがって強い  
風、特に南風が吹いた場合に、地上の高い低いと  
ころを縫って流れる風が波になりまして、その影  
響で地上のある程度の高さのところは風の乱れが  
できるということございまして、上空は関係なく  
でも、地上のある程度の高さのところは乱れがで  
きます、そうしますと、飛行機が着陸すべく入って  
まいりますときに、ちょうど低いところにおりま  
すので、そこがたまたま来るといふことのように  
ございまして、南風の高さのところがございま  
う気象庁の専門家の論文等があるわけございま

すが、現実には、先日の慣熟飛行の途中で、これを  
やりました日本航空のパイロット等が、乱気流の  
あることを体験いたしております。

したがって私も、このことは決して無視をす  
るつもりはございせんが、目下のところ、この  
ことが運航の安全に支障があるというところでは絶  
對な点という点では心配いたしておりませんけれ  
ども、しかし、機体の揺れ等がやはり旅客に不快  
な感を与え、機体の揺れ等がやはり旅客に不快  
な感を与え、また初めて来る外国のパイロット等がおや  
と思ふということも得るといふことござい  
ますので、さしあたり事実上の方法、つまりパイ  
ロットの世界的な協会と申しますか、そういった  
ところを通じて、パイロット仲間としてこれを知  
らせるというふうなことを事実上の措置として講  
じておきますけれども、なお開港後ある一定期間  
のデータをとりまして、必要がありまらば、  
このことを念のために「航空情報」といふ、ちよ  
うど航空関係の官報みたいなものがございます  
が、そういった官報に載せまして世界各国に布告  
をする、そして念のためにそういったことに気を  
つけて運航してもらうというふうなことを考  
えたいと思っております。

それからなお、第二の問題でございまして、医  
療施設の問題あるいは住宅の問題、それから通勤  
の問題、これらにつきましては、成田にたくさん  
の人が勤務するわけでございますので当然大問題  
でございます。従来におきましても、こういった  
ものを受け入れ体制を成田市におきましてもと  
っておりますけれども、なお今後、開港後の状況に  
応じて、必要な措置を速やかにとっていき  
たいと考えております。特にパイロットの方たちの  
住宅問題あるいは通勤問題等につきましては、日  
本航空と現在パイロットの組合と折衝いたしてお  
りますけれども、このことが円満に解決について  
開港を迎えるようにということをお社の方に強く  
指導いたしておまして、何とかうまく安全に、  
そして円滑に開港を迎えたいと思っております。  
○大塚参考人 医療関係について若干補足をいた

しますと、成田空港には、旅客ターミナルビルの  
中に内科、外科関係の診療所一カ所と、それから  
歯科、歯医者さんが一つできることになっており  
ます。そのほか日本航空は独自の診療所を設ける  
と聞いておりますし、空港公園でも管理棟内に医  
務室がございまして。

先生がおっしゃるの、恐らく隔離病舎のこと  
ではないかというふうにご存じなさいますが、  
これにつきましては、敷地は決定いたしております  
が、建設が若干厚生省の方でおかれておるとい  
う点がございます。

それから、空港の管理規程の問題でございま  
す。これは航空法の規定によりまして、運輸大臣  
の認可を受けて公団が決めるということになって  
おります。目下その草案を作成中中ございま  
す。その草案の中に表現の誤解を招くような点  
があったようございまして、われわれとしては、  
決して正当な組合活動を抑制するということな  
りにはございせん、その表現については、  
なおわれわれとして慎重に検討いたしたいとい  
ふふうに考えております。

○田畑委員 終わります。

○増岡委員長 坂本恭一郎。

○坂本(恭)委員 この法案、先国会から多くの委  
員の方々から各方面にわたって質疑が行われてま  
いりました。最後の質問者になりますので、これ  
までの幾つかの問題点を整理する意味で、若干の  
時間質問をさせていただきますと存じます。

参考人の意見聴取をした際に、木村参考人から  
も提起があったと思っておりますが、大阪にはいろ  
んな協議会といふものが多いが、公団に対しては  
ない、協議会といふものが数多く設置をされて  
いるように聞いております。成田についても騒音対策  
委員会というものが、公団を主体にしてつくられ  
てきたというふうな何っておきまして、その  
後どういふ活動をやってきたか、協議会をやって  
きたかという中身の問題は聞きをする時間があり  
ませんが、しかし、この協議会といふものにつ  
いて、今度は、この法律によりまして、都道府県の

知事が主体になって、いろいろな基本方針の策定  
から実施という段階に入ってくるわけですから、  
そういう面でも新たな協議会、委員会というよう  
なものを設置する必要があるのでないかという  
ふうに考えておられますが、大臣のお考えをお  
聞かせたいと思っております。

○福永国務大臣 お話のように、従来も協議会  
というものを持っておりましたが、今度は坂本さ  
んの御指摘のように、新しい法律ができたものに  
おいて、正式にお話のような協議会等を設置す  
べきではないかということございまして、地域  
の住民の皆さんの御意向等が十分反映されるよ  
うに、いまお話しのような協議会をつくることは望  
ましい、そういうことにしてもよろしく、われ  
われの方でも指導、協力する必要がある、そ  
ういうふうにご存じます。

○坂本(恭)委員 協議会あるいは委員会、対策委  
員会というふうなものをおつくりになるという方  
向でお考えのようございまして。

そこで、その中身を若干お聞きしたいわけ  
です、これまでである公団が主体になって騒音対  
策委員会ですか、これとの関係はどうなるので  
ございましょうか。

○高橋(秀)政府委員 現在ございまして騒音対策委  
員会は、公団が主体になりまして、県、市町村、  
住民代表等を構成メンバーとして運営されて  
いるわけですが、今後法案ができました後  
におきましては、県知事が主体になりましてこれ  
を運営するということにせよ私も構想してい  
たいと思っております。そして、そのときに現在  
の騒音対策委員会を廃止してしまふのかどうか  
という点につきましては、十分地元の方々の  
御意見も聞きまして決めたいと思っております  
が、あくまでも、この法律案の施行につきまして  
は、新しくつくる協議会が主体となるということ  
にいたしたいと思っております。

○坂本(恭)委員 従前の、現在ある騒音対策委員  
会というのは、住民代表の方もかなり大ぜい入  
った委員会として構成をされているようです。でき

るだけ住民の意見をという大臣の御答弁もあつたのですが、住民の意見を吸い上げる意味で新しく設置をされるその協議会には、従来からあるような騒音対策委員会の住民代表、そういうような人たちも含める、そういうふうなお考えでございませうか。

○高橋(寿)政府委員 当然そう考えております。

○坂本(恭)委員 いまの航空局長の答弁ですと、新しい協議会みたいなものをつくる、そうすると、騒音対策の委員会、協議会というものが二つ並行して設置をされる、そして、それでずつとやっっていくということになるのでしょうか、それともいずれば一つにまとめるのか、そういうふうな方向になるのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 私は、この法律案でできた協議会が主体となるべきものであり、これでも、いまありますものも機能いたしておりますので、これを吸収するかどうかについては、いまの委員会のメンバーの方たちの理解を十分得た上で対処するべきだと考えております。

○坂本(恭)委員 その辺はわかりましたが、新しくつくる協議会の中にも、やはり住民代表というものも、従前あるような委員会と同じ、あるいは以上に住民の意見を吸い上げるような形でぜひつくっていただきたいと思ひますが、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 従前のもの以上に、そういう点は的確に吸い上げられるような構成かつ運営にしたいと思っております。

○坂本(恭)委員 新しく都道府県知事が主体になつて設置をしていくその協議会、それは現実に皆さん方の説明でいくと、まず当面は成田ということになるわけで、成田の場合にどの時点でそういう協議会が設置をされることになるのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 この法律案が実際にあの都市計画法の地域、地区の設定までいきますには相当時間がかかると思ひます。しかしながら、都

道府県知事をつくる基本計画の段階からすでに住民の意見を聞く必要がございしますので、私どもは、この法律が施行になりましたら、なるべく速やかに、そういうものを県知事中心につくるように県に指示したいと思つております。

○坂本(恭)委員 そうすると、政令指定があつて、県知事がいわゆる基本方針というものを策定いたしますね、その以前に協議会を設置をすることができると、するということですか。

○高橋(寿)政府委員 そのとおりでございまして、○坂本(恭)委員 そういうことでぜひやっていただきたいと思ひますが、これは直接運輸省がおやりになるわけじゃなくて、県知事がおやりになることですから、これは運輸省の方から適切な指導なり何なり、そういうことができるだろうと思ひますが、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対して公文書をもつて要請をするつもりでございまして、

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置されて、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるということですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に關すること、あるいはこの法律でいきますと、都市計画といひますか、基本方針の中にそういうものが含まれるというように書かれてはいるわけですから、そういう点についても、その協議会の意見を聞くというふうなことにぜひしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそうなると思ひます。ただ、都市計画につきましても、従来都市計画を設定するときの仕組みがございまして、それとダブると思ひますけれども、一般的には狭義のこの法律の運用だけじゃなくて、広く騒音問題等につきましても協議機関にすべきであると思ひます。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会ではいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制的の關係ですね、防止地区では五條一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反している場合には六條の一項で措置命令を出す、それに違反した場合には、十二條で二十万円以下の罰金に処せられるということになっております。また一方、特別地区では五條二項で建築禁止、それが十三條では、それに違反したら罰金十万円以下、その場合にも移転命令その他いろいろあるようですが、その命令に反すると、やはり十二條で罰金二十万円以下というふうな規定になっております。

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして最終的には罰則で強制をされる、これは大変な話じゃないかという観点からいろいろ質疑が行われました。私自身も、この罰金で、罰則で強制をするというの、ちよつと都市計画法にあるとかなんとかということだけではなかなか納得ができません。もう一度、罰則で強制をするその正当性といひますか、皆さんの方から言う正当性といひますか、まず説明していただきたいと思ひます。

○高橋(寿)政府委員 空港周辺が新しく住宅地になることを防ぐべきであるということにつきましては、かねてから各方面の御意見がございまして、これを私どものような法律技術によつて制定するかという点について数年間勉強したわけでありまして、やはり最終的に達しました結論は、都市計画の手法を使うしかが法の法制として方法がないということになつたわけでありまして、

そういういたしますと、騒音防止地区あるいは特別地区といふものを都市計画法上の地域、地区制の中にいれて規制していく以外に有効な方法はない、こうなつたわけでありまして、そういういたしますと、現在の都市計画法の地域、地区制に關する他の運用例等も、立法例等も参酌いたしまして、罰則を本法案の關係だけ落とすということにつきましても、どうしても法制上できないということになりまして、罰則が規定されたわけでございますし、その後、本委員会の数々の御質疑で御指摘を受けましたので、私どもも、關係省と寄り寄り検討いたしましたけれども、どうしても都市

計画法の運用の一元化というふうな点から、この点についてだけ例外にすることができないということになりまして、この法案としては罰則を落とすわけにいかない、こういうふうな状態になっていると思ひます。

○坂本(恭)委員 罰則で強制すること自体については、ここで議論を詰めていたところで、その立場が変わるわけではなからうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな立地規制の法律があつて、その手法でやつてきたから、まあ、これもこうならざるを得ないということに結論づけられるのじゃないかと思ひます。しかし、都市計画法と關係で言へば、いわゆる都市計画法で調整区域とか、そういう指定を受けて、それなりの義務は課せられるわけですから、しかしそれは、あくまでその周辺の環境がよくなるか、それなりに住民にとってメリットがあるわけですね。しかし、この法律の場合には、まさに騒音をばらまかれるだけで、基本方針の中でそういう都市計画法の手法を取り入れて、いろいろ環境の整備等をやるということになっていまして、そういうことに説明はしておりますけれども、あくまでこの法律の場合には、その都市計画といふのはつけ足しというふうな感じをどうしてもぬぐえないわけですね。

したがって、そういう意味では、私どもは、罰則で強制をするのなら、その受忍をしなければならぬそれなりのメリットを住民に与えるべきじゃないかというふうな考えをしておりますが、そのメリットといへば、防音構造を、皆さんの場合には、九八%はサッシを使うのだから、もう無償でいいのだという紋切り口調でずつと答弁を続けられてまいりました。しかし私どもは、罰則で強制する以上はそれなりのメリットを住民に与える、そのメリットは何かといへば、そういうつけ足しの都市計画、環境整備ではなくて、防音構造に必要な経済的負担を国があるいは公団がするべきではないかというふうな考えをしておりますが、その辺はいかがでございませうか。

計画法の運用の一元化というふうな点から、この点についてだけ例外にすることができないということになりまして、この法案としては罰則を落とすわけにいかない、こういうふうな状態になっていると思ひます。



○高橋(寿)政府委員 お答えします。

この点につきましては、先生初め本委員会におきます数々の御指摘によりまして、私どもいろいろ検討いたしてまいりました。そして本日私どもが抱えております結論は、この問題につきましては、特別地区を含めまして障害防止地区内に居住する先住者、前からいらっしゃる方に対しまして、防音構造の義務づけによる経済的負担につきましては、特定空港の設置者による助成を行うという点について、何とか前向きで検討していきたいというふうに考えております。

○坂本(恭)委員 助成の申身をいままこで議論するわけにはいかないのだからと思いますが、防音上有効な構造というの、いわゆる政令でその技術基準は定めるといふような形になっていくので、その技術基準というの、もうすでにできているのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 大体五ホンといいますが、五WECPNLといいますが、その程度下がるような防音構造にすべきだといふふうに考えています。具体的にはそれはどういふサッシ構造、どういふものにしたらいいかという点につきまして、これから技術的に十分知恵を集めて検討したいと思っております。いまここでは持つておりません。

○坂本(恭)委員 家を一軒建てるときに、どの部分が防音上有効なものになるのか、その辺の計算というのは、これは専門家がやればはじき出せるのだらうと思えます。したがって、その計算というが基準もあわせて適正なものをやっていたらどうか、そして、その助成をするということをやせひ実行していただきたいと思えます。

それと、さらにこれは五条三項の関係になると思えますが、特別地区の中で例外的に建築が認められる場合がありますね、その場合に、その防止地区でいま申し上げたような助成というものができるといふか、そつちは含まれるのでしょうか、含まれないのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 これも前から住んでいら

しやる方が増築をなさるといふような場合につきましては、含めるように検討したいと思っております。

○坂本(恭)委員 助成についても、適切に実行がなされるようにぜひお願いしたいと思います。それともう一点、やはりこれもいろいろな方の議論にあつたと思えますが、これは八条二項に言う時価で買取るというその時価の意味ですね、これが質問者と局長の答弁、いろいろ議事録等を見ても余りはつきりしないわけですね。時価とは近傍類地の価格だということまではわかるのですが、その近傍類地の価格というの、どういふふうな現実にはとっていくというお考えなんでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 この点は、運用上非常に配慮を要する問題でございますけれども、空港は、御存じのように、飛行機が細長い滑走路に沿いまして滑走路方向で出入りいたしますので、どうしても滑走路の長手方向の土地は騒音が高いので安くなりますが、横には余り音が広がりませんので、横の方はその地価が下がらないといふふうなことも現実にあるわけでございますが、近傍類地という場合には、その騒音が余り及ばなくて、したがって、騒音による地価の低下が余り及んでいない、そういう横方向の近傍類地をなるべくたくさんとりまして、そういうものとの平均で適正なといえますか、できるだけ目いっぱい高い価格で買取るようにしていきたいと思っております。

このことは、現に大阪空港周辺の移転補償の場合にも、私も、公共用地の取得基準というルールに縛られておりますけれども、その縛られておりますルールの中で、目いっぱいいろいろなデータをとりまして、なるべく高く評価をいたしまして、土地を手放される方のお立場を考慮するといふふうなことを思っておりますが、今後につきましても、そういう考え方でできるだけ努力をしたいと思っております。

○坂本(恭)委員 横には余り影響がないというその説明は、それなりにわかります。しかし売買

例、近傍類地の価格というの、その辺の売買例から割り出していかなければならない、また、い

この前御説明を伺つたら、近傍類地というの、近傍かつ類地の価格と近傍価格と類地価格と、三つの意味があるという説明を受けたわけですが、いずれにしても、評価をせざるを得ない。全く同じものが外側にあつて、その価格で買うというの、これはまさに時価そのままでいいの、と思うますけれども、恐らくそういうものはない。そうすると、評価をする場合に、それはだれが評価をするのかという問題が一つ残っているのじゃないかと思つたのです。その評価はだれがすることにできるのですか。

○高橋(寿)政府委員 私ども、空港関係でそういう土地の評価をする場合には、すべて資格を持った不動産鑑定士、この人の評価によりまして仕事をいたしておりますので、公団の行つ場合につきましても、同様のことをすることになると思

○坂本(恭)委員 その評価が適正になされないと、適正な時価にはならないだらうと思つたのです。ですから、不動産鑑定士というのは、資格のある方がやるわけですから、それほど間違いはないだらうと思つたわけでも、私どもは、やはりできれば複数の鑑定評価をさせて、それで、できれば平均値と言わず高い方で買つてもらつて、いまの御答弁ですと、できるだけ目いっぱい高いところでやっておりますということですから、そういう観点でぜひやっていたらいいと思つた。これは要望をしておきたいと思つた。

最後に、この法律案は、いろいろ問題が指摘されてきたのですが、いずれにしても政令事項が非常に多いですね。本来、法律事項にならなければならぬものが政令に任せられる、委任をされるという形になっております。したがって、ここでいろいろ議論をいたしましたけれども、これが政令の中に反映をされなければ全く意味がない、そういうふうなことを考えるわけです。

そういう面でも、政令を起草する時点で、できれば説明をさせていただきたいと思つたけれども、そういうことが可能でしょうか。

○高橋(寿)政府委員 やかましく言いますと、政令案の作成は政府の専管事項だからということになるかもしれませんが、いろいろこうやって御心配をおかけして御審議いただいている経過もございますので、できるだけフランクにお話しをし、御意見を聞いていきたいと思つております。

○坂本(恭)委員 局長、そういう答弁があつたのですが、これが言葉だけで終わつてもらつては困るわけで、政令を策定する場合には、これはまさに大臣の責任になると思つたから、大臣からその辺のことをお聞かせいただきたい。

○福永国務大臣 私といたしまして、ただいまお話しした点は心得て対処いたしたいと思つた。○坂本(恭)委員 終わります。○増岡委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡委員 ただいま委員長の手元に、本案に対し、小此木彦三郎君外三名から自由民主党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの四派共同提案による修正案が提出されております。修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。この際、提出者から趣旨の説明を求めます。小此木彦三郎君。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

て、本案に対する四党共同提案に係る修正案の趣旨について御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元の印刷物のとおりでございます。

修正案の内容は、附則第二項から第六項までの規定にあります。本法律案の法律番号に関する公布年の「昭和五十二年」がすでに経過しておりますので、「昭和五十三年」に改めるものであります。

何とぞ御賛成をお願い申し上げます。

○増岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺芳男君。

○渡辺芳男君 私は、日本社会党を代表して、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対して反対の討論をいたします。

この法案は、第八十二国会以来継続審査してまいりましたが、審議の過程で明らかになりました以下問題の諸点につきまして申し上げます。

まず、私権の制限であります。本法案は、当面新東京国際空港を対象としたものであります。が、空港周辺の航空機騒音防止特別地区内における住宅等の建築物の禁止であります。このため、現に居住している住民は強制撤去し移転しなければなりません。

指摘されています。強制力を持つこの法案の成立によって、果たして改善されるだろうか、疑問のあるところであります。

新東京国際空港がつくられて、この法案に関係する人々は一層の犠牲者であります。このことを念頭に置いて空港設置者が誠意を持って補償措置など事に処すべきであります。

次に、罰則規定の設定であります。法案の第十二条、十三条、十四条では、違反者に対して罰金刑に処することになっております。多くの善良なる関係住民に対してこの罰則の適用があつてはなりません。この罰則の条項をわれわれは了承することができません。

われわれがすでに指摘してきましたように、この種の法案は、国会の附帯決議をまつまでもなく、空港の建設初期において準備されるべきものと考へます。そのことによつて恐らく法案の内容もまた変わったものと考へております。

以上の理由によつて反対の討論をいたします。

(拍手)  
○増岡委員長 次に、小林政子君。  
○小林(政)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案並びに同修正案について反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が実施しようとしている飛行場周辺における建築規制などの私権の制限措置がきわめて不当なもので、航空機騒音による被害者に対して一方的にこれを強制していることとあります。

その一つは、航空機騒音を防止するための基本である発生源の規制、すなわち飛行回数、飛行経路、早期・夜間飛行などに対する規制や制限は何ら法的に整備しないままに、被害者である周辺住民には建築規制など私権の制限を行おうとしていることとあります。

現に、羽田空港においては、運輸省の指導を無視した夜間十一時以降における到着便が相当数に達しており、これに対する法的規制の必要性につ

いては、政府みずからも認めているところであります。

また現在、騒音被害を受けている周辺住民に対する防音対策もきわめて不十分であり、全室、全戸を防音構造に改善する措置でさえ、その必要性を認めながらも、実施については将来目標としております。これでは本法案が騒音被害者である周辺住民に対して一方的に規制を求めることになることは明らかであります。

二つ目に、本法案が建築規制の違反者に対してきわめて重い罰則規定を設けているということがあります。

線引きされた騒音防止特別地区は、原則として住宅の新築、増改築を禁止し、防止地区内における新築または増改築の場合、自費による防音工事が義務づけられ、これに違反した場合は処罰されるという強権的なものであつて、航空機騒音で被害をこうむる被害者に対する私権を不当に制限するものであり、逆立ちした発想と言わなければなりません。

第三に、本法案にある土地利用計画が飛行場周辺の住民の生命、安全を守るといふ点での視点が全く欠けているという点とあります。

航空機騒音の多くが離着陸時に発生していることは統計上からも明らかであります。ところが本法案では、騒音対策だけに限定して、事故発生に備へ被害を防止するという安全対策面からの考へ方が全く取り入れられておりません。

反対する理由の第二は、本法案による建築規制などの私権制限が行われる上での民主的手続が皆無に等しく、騒音被害への補償がきわめて不十分であるという点とあります。

その一は、各種の規制を関係住民に行う土地利用計画の基本方針を作成する場合、関係住民の意向が最もよく反映される保障をとることは当然の措置であります。

たとえば公聴会や審議会を設けて住民の意見が反映される保障、意見書を提出するための準備に必要な十分な期間や意見書を尊重するための取り

扱いに関する保障、五年ごとに行う騒音調査結果の公表を明確に定めておくことなどが必要であります。ところが本法案では、これに対する制度的保障が全くないのであります。

第二に、被害者に対する補償についても、特別地区内に限定されており、それ自体もきわめて不十分なものであります。都市計画法にある生活再建のための措置さえないのであります。

以上明らかとなり、本法案は、飛行場周辺の住民に対して、騒音被害の防止や安全対策上の必要性から一定の立地規制を行う上でのその前提が欠けており、きわめて不当な私権制限となつており、したがつて、本法案には断固反対をするものであります。

以上をもつて反対討論を終わります。

○増岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○増岡委員長 これより採決に入ります。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案及びこれに対する小此木彦三郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

まず、小此木彦三郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○増岡委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○増岡委員長 起立多数。よつて、本案は、小此木彦三郎君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○増岡委員長 この際、本案に対し、小此木彦三

郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。小此木三郎君。

○小此木委員 たいま議題となりました本案に対し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議の案文は、御手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

本附帯決議案は、本法が施行されるに当たり、政府において措置すべき事項を明らかにしようとするものであります。

第一は、本法が施行され、特定空港が指定されました際、特定空港周辺地域の関係地方公共団体である市町村、関係住民の代表、特定空港の設置者その他の関係者による協議会を設置し、この協議会における航空機騒音対策、周辺環境対策などに関する幅広い意見をこれらの施策に反映させることにより、航空機騒音対策の円滑な実施を図るとともに、特定空港と周辺地域との調和ある発展を期すべきであるという趣旨であります。

第二は、従来から航空機騒音障害防止地区内に居住する先住者が、その居住する住宅の老朽化等により改築等を行う場合、航空機騒音による障害の防止のための防音構造の義務による経済的負担が生じますので、この点を配慮し、防音構造の工事について助成を行うようにすべきであるという趣旨であります。

以上をもって提案の趣旨説明を終わります。何とぞ御賛成下さいますようお願いいたします。(拍手)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 特定空港周辺の関係地方公共団体、住民代表等の関係者により航空機騒音対策等のための協議会を設置すること。

二 先住者の住宅の改築等に対する本法による防音構造の義務づけについては、当該防音構造に係る経済的負担に対する助成を図ること。

右決議する。

○増岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議について別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

小此木三郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○増岡委員長 お諮りいたします。ただいま修正議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 この際、福永運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福永運輸大臣。

○福永運輸大臣 ただいまは、特定空港周辺航空

機騒音対策特別措置法案につきまして、慎重御審議の結果、御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

私といたしましても、本委員会における審議及び附帯決議の内容を十分尊重いたしました。空港周辺における航空機騒音問題の解決と空港と周辺地域社会との調和ある発展に全力を尽くす所存でございます。

ありがとうございます。(拍手)

○増岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

### 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

#### 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

##### (目的)

第一条 この法律は、特定空港の周辺において、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

##### (特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺において航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺に航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに

当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から

起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならぬ。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

7 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

9 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区  
（航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区）  
第四条 特定空港の周辺で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。

2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。  
4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。  
（航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区における建築の制限等）

第五条 航空機騒音障害防止地区（航空機騒音障害防止特別地区を除く。）内において次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校  
二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院  
三 住宅  
四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適当であると認め許認可した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に関し条件を付けることができる。

4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいづれかとしてしようとする場合について準用する。  
（違反建築物に対する措置）

第六条 都道府県知事は、前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した建築物又は同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の

期限を定めて、当該建築物の模様替その他これらの規定に対する違反又は許可に付けられた条件に対する違反を是正するために必要措置（以下「建築物の模様替等」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更（以下「建築物の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じない場合は、この限りでない。  
（損失の補償）

第七条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、特定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権原を有する者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。  
（土地の買入れ）

第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限のため当該土地の利用に

著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れられるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。  
（移転の補償等）

第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。  
（買入れた土地の管理等）

第十条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の利用に供するときは、当該地方公共団体に對

して、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

し、当該土地を無償で使用させることができる。

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(国の援助等)

第十條 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に對し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十二條 第六條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三條 第五條第二項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(昭和五十二年法律第 号)第十條の規定は、前項の規定により買入れられた土地について準用する。

第九條の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八條第一項に次の一号を加える。

十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第四條第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

第十三條第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十五條第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二十三号中「第九條第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第八條第一項若しくは第九條第二項」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第十号の六の次に次の一号を加える。

十の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第四項中、「第六号の七及び第七号」を「及び第六号の七」に改める。

理由

都市における空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、当該地域について、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対する修正案

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案の一部を次のように修正する。

附則第二項から第六項までの規定中「昭和五十二年」を「昭和五十三年」に改める。

